

沖縄県看護師等誘致支援事業について

県内離島の医療機関等において、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに沖縄県外または沖縄本島から看護師等を誘致した場合、予算の範囲内で当該看護師等の就業に要する経費を補助します。

★就業に要する経費の例： 赴任旅費、就業奨励金等
(離島での就業のインセンティブとなるもの)

※詳細は交付要綱・実施要領をご確認ください。

○2人以上世帯 … 40万円

○単身世帯 … 20万円

※1割は雇用主（医療機関等）の負担

誘致する看護師等の条件

※以下の項目に全て該当すること



- 看護師、保健師、助産師、准看護師の資格を有している者。
- 沖縄県内離島に移住する直前に沖縄県外または沖縄本島に在住していた者。
- 沖縄県内離島の医療機関等に看護師等として就職する者。
- 沖縄県内離島の医療機関等で週30時間以上かつ1年以上勤務する者。

お問い合わせ先

沖縄県保健医療総務課 看護班
TEL：098-866-2169

